

「健康保険 資格確認書」および「健康保険 被扶養者現況届」の 送付について（事前案内）

従来の「健康保険証」につきましては、令和7年12月1日に健康保険証廃止に伴う経過措置(期間)が終了することにより完全廃止となり、その後は利用できなくなります。

このため、「健康保険証」の利用登録をしたマイナンバーカード（「マイナ保険証」）を保有されていない被保険者および被扶養者に対して、「健康保険 資格確認書」を一括職権交付のうえ、令和7年11月中旬頃 事業所宛に発送する予定をしております。

また、監督局の指導に基づき実施しております被扶養者の資格確認調査（「健康保険 被扶養者現況届」）につきましても、「健康保険 資格確認書」と併せて送付する予定をしております。

なお、今年度から「健康保険 被扶養者現況届」につきましては、マイナンバー制度に基づいた情報連携を行ったうえで、被扶養者の所得情報等を取得し、調査対象者を限定して実施いたしますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

大阪薬業健康保険組合	適 用 課	Tel06-6941-5004
	神 戸 支 部	Tel078-221-6100
	京 都 支 部	Tel075-801-2905